

- 1 この基準は、構内において発生した遺失物・拾得物の取扱いにつき、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本学構内において他人の遺失物を拾得した者は、速やかに学生支援課に届け出なければならない。
- 3 学生支援課は、拾得者から届出のあった拾得物を保管し、直ちに拾得物台帳(電子台帳)に記載し、備え付けの拾得物陳列棚に収納する。なお、貴重品(学生証、クレジットカード類、時計、携帯電話、鍵、現金など)と判断される物については、別途保管する。
- 4 遺失物保管期間中に遺失者から申し出があった場合又は記名などにより、遺失者が判明したものについては、学生支援課において、確認のうえ返却する。
- 5 遺失者は、遺失物の受け取りの際、所定の手続きを経なければならない。
- 6 拾得物は、学生支援課において三か月間保管する。
- 7 保管期間三か月が経過しても、遺失者から申し出がなく、又は遺失者が判明しない場合は、安価なもの等で、特に警察に届け出る必要がないと認められるものは、大学で廃棄し、個人情報記録されたもの及び現金・貴重品等は警察に届け出るものとする。
- 8 この基準に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関し必要な事項は、協議のうえ、改めて別に定める。
- 9 この基準に関する事務は、学生支援課の所管とする。
- 10 この基準の改廃は、学生支援委員会の議を経て行う。

附 則

この基準は、2007年12月10日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2026年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、2026年4月1日から施行する。